

## ICJ報告…チベット問題と法の支配 (VI)

落 合 淳 隆

### 第Ⅲ部

#### 国際法上のチベットの地位

複雑な、かつ困惑させるようなチベット問題の発展を追  
想し、かつまたその歴史上の重大な時期に目を向けること

のできる便宜な時点は、ダージリン Darjeeling 駐在の英代表がチベットとの交易再開の可能性を調査することを委任された一八七三年である。英代表が直面した問題は、ラサのチベット政府と直接交渉できるのか、それとも中国政府を通して交渉することが必要なかということであった。これは、チベットが外交関係処理能力をもつものと考えられうるのか、それともこの権限は、法律上中国に帰属するものかによるものであった。この法律問題は最も重要なものであって、その当時、イギリス政府はどんな見解をとっていたのか、その理由は何かについて検討される必要がある。一八七三年以後、利害関係国によって締結された条約は、この時代に生じた他の出来事、そしてそこでのイギリ

スが演じた相당한役割とともに検討されねばならない。勿論、国家の存在を規律するのは条約だけではない。付記されるのは、一九〇八年迄は中蔵間にはその関係を規律する文書に記録された条約はないが、だが一四七〇年以降には条約に殆んど相当する文書があり、また七三〇年「唐の玄宗のとき」および八二一年乃至一八二二年の条約「中国唐蔵間の平和条約石碑文」もあった。

一八七三年の時点では、チベットの法的地位は曖昧であった。この頃、いくらかの中国の権威はあったが、イギリス側が決定しなければならなかったすべては、チベットは自分自身の外交関係の処理能力をもっているのか、また中国は主権者なのかということであり、そうでないとしたら、宗主権なのか、それとも他の曖昧に定義される大王であるのかどうかということは問題ではなかった。一六四〇年、モンゴル側は、ダライ・ラマを世俗的、宗教的権威の両方を有する唯一の生来の権威者として確立した。チベットと中国との関係を定義した条約は存在せず、みられ得たものは、その歴史および当時の政治情勢のみであった。基本的な事実は、征服によって中国を獲得し、その皇帝となった満州人は、またチベットをも吸収したということである。中

国とチベットはかくして両方とも同一の征服者による外国からの侵略に屈伏したのである。チベットは満州帝国の一部もしくは同帝国の一部にはならなかったにしても満州人の権威に従っていたのかもしれない。少なくとも満州側は、チベットの諸制度を通して活動することに満足していた。

一七二〇年、二人の駐蔵代表（*Amban*）が、満州皇帝「清の康熙帝」の命により、ラサに就任し、かなりの世俗的権をふるった。一七二四―二六年の期間、およびチベット人がラサ駐留の中国駐屯部隊を虐殺した一七五〇年の短期間を除いては、満州王朝「清廟」の一九一一年の滅亡迄、一人の*Amban*がチベット政府においてなんらかの役割を果たしていたと思われる。

中国軍は、一七九二年のネパールのチベット侵入を撃退するのに重要な役割を果たし、また一八四一―四二年のジャムー軍の侵入後に行われた解決に指導的役割を果たしている。注目されるべき興味あることは、ジャムー事件は、一八四二年、三当事国によって解決されていることであり、条約当事国には、ジャムー国王、中国政府とチベット政府がなっていると思われることである。一八五四年、ネパールは再度チベットに侵入した。中国側は「阿片戦争一八四〇―

四二年、太平天国の乱一八五二―一八六四年などにより「援助することができず、中国の役割といえ、チベットの敗北したことをただ承認することだけであった。ネパールは、一八五六年、チベット政府だけと二国間「平和」条約を締結して、撤退した。

このように、チベットは、一九世紀中、二度、条約締結国となっていることがみられうる。一度はたしかに中国の参加なしに、も一度は（おそらく）中国と共同の締結国としてである。しかし、かかるチベットの対外関係の側面は、一八七三年には、チベットは自分自身の対外関係処理能力をもつ主権国家であったという一般的結論を正当化しうるかどうかは疑問である。想起されるべきは、この間殆んどずっと中国の駐蔵大臣がラサに駐在していたことである。しかして、その状態は、このときにはチベットの地位について明確な見方をするのできないものであった。ただ、内政および外交の両方の事項がチベット人によってうまく処理されていると思われたなら、チベットを中国の一州であると決めつけ、中国政府はチベット政府に対してこれらの事項の両方に対しかなりの自治の付与を拒否するものとする固有の理論はなりたない。

他方で、中国駐蔵大臣のラサ駐在とラサ「チベット」政府による条約上中国皇帝に対して示された「尊仰」という言葉は、チベットに対する積極的な支配に対する中国の主張を確立するための、ましてやかかる主張を特色づけたものではない。それは、煉瓦を焼くための藁といったものではない「単なる虚辞」。また強調されねばならないのは、アジア諸国間の関係は、西欧の政治思想により支配されるものではなく、また西欧の政治用語では述べられないものであるということである。この重要な点をつかめないとは基本的な誤解を犯すおそれがある。時代および環境に対する感覚もまた必要である。

外見上、中国アムバンのラサ駐在は、ダーズリン駐在の英代表に、中国は少なくともチベットに対して事実上の残余主権をもっていると考えさせた。かくて、一八七六年、イギリスと中国は、そうしたことを認めた条約「芝罘条約」を締結し、なかならず *inter alia* 中国政府は、訪チベット・イギリス探検隊に必要な手配をすることを約束した。中国政府が、この条約の承認をチベットにより拒否されるという困難に出会ったとき、イギリス側はあえてチベットに入域しようとはせず、一八八六年、イギリス隊はチベッ

ト到達前にその任務を断念した。イギリス側は、中国との交渉を続け、英中協定により与えられた権利を中国側がイギリス側に与えることができないとわかった範囲を知らせるべく、チベットにおける中国の権限の範囲を説明するガイドをつけ始めた。

一八八六年の英探検隊断念の少し後、チベット軍隊は交易道路をふさぐように石造りの要塞を築いたが、その領域はイギリス側が当時支配下においていたシッキム Sikkim の境界内にあるとみなされるところであった。イギリス側は、中国側に抗議し、次いで中国側はラサのチベット当局に注意したが効き目はなかった。その結果、イギリス軍が一八八七年五月、チベット軍をシッキムから追い出した。

チベットに対する中国の実効的支配の欠如を示すこのような徴候があるにもかかわらず、イギリスはチベットに関して中国との間に条約に署名したが、中国代表はチベットを代表して署名していると述べられることすらなく、また協定中には、チベットが中国の一部とみなされない限り、チベットを拘束する条項は存在しない。それ故、条約の主題事項、すなわち外務および国境に関する限り、一八九〇年のイギリスの交渉は、中国をチベットに対する権限を有す

るものとみていたことは明らかである。チベットに対する中国の全的無能力が明らかになったのは、まさに一八九三年以降になってからのことであった。

事態は、さらなる段階に一八九三年に発展し、同年の英中条約「一八九〇年のシッキム・チベット条約に増補すべき貿易、公的通信および牧場に関する章程 Regulations regarding Trade, Communication and Pasturage to be appended to The Sikkim-Tibet Convention of 1890」略称、印蔵条約付属章程、通商章程」は、英国貿易のためにチベット領域を開放することを定めた。中国政府はチベットに関する義務を引き受け、中国の関税制度はチベットを含むものと考えられるようにみえた。この条約は、チベットに対する中国支配についての厳密な検査となることを証明するものであった。その後の出来事は、イギリス軍事使節団を一九〇四年チベットに派遣させるものとなった。同使節団は、イギリス側に有利な貿易譲許を得たいとする願望から命ぜられたものであり、これを付与する事実上の権力者は誰でもよかった。一連の出来事で、中国は、一八九三年に文書で付与した譲許を実効的に行うことができないことを証明した。そこで、イギリス側は、一九〇四年、チ

ベット政府にその軍事力を誇示して、これら讓許を強要した。

一八九三年の英中条約の規定は、チベット官吏により常に無視されてきたが、一八九五年になって英弁務官は、この条約は中国のみにより署名されたものであり、チベット政府は同条約をチベットにおいて有効なものとして承認することを拒否するとずばりといわれた。英中の弁務官により建てられた境界柱はチベット人により除去された。一八九九年、イギリス側は駐藏大臣を介してチベットと交渉することを試みたが成功しなかった。

一八九九―一九〇一年、イギリスは、直接チベット官吏と交渉しようとしたが、彼らはイギリスとの条約に署名したことがなかったので、チベット側は交渉を拒否した。中国側が進んでイギリス側と交渉したいとの意向を示したとき、チベット政府は、一九〇三年、これへの参加を拒否した。一か月後、インド総督 Governor-General・副王 Viceroy のカーゾン卿 Lord Curzon は、チベットおよび中国の双方は外交に向いていないことを示していると宣言し、チベット進出の準備命令が軍事使節に与えられた。想起されるべきは、この頃、ロシアもまたラサに対する影響

力を得ようとしており、ダライ・ラマはロシア皇帝 *Czar of Russia* を保護者として選びたい気になっていた。

イギリス縦隊は、チベットに進出し、チベット側の抵抗に首尾よく打ち勝った。中国駐藏大臣は英軍指令官にイギリス軍駐屯地に三週間以内に着すると通告したが、ラサからの出立をチベット側によつて強制的に阻止された。英軍は、次いでラサにまで進み、チベット政府との間に「英藏」条約を締結した。ダライ・ラマは逃亡したが、摂政がダライ・ラマの印璽を用いて条約に調印し、僧俗官憲からなる国民議會および三大僧院「ドレブン、セラ、ガンデン寺」のそれぞれもこれに調印した。中国の印璽は、条約のどこにもない。差し当り条約の重要規定は、チベット政府は、「一八九〇年の英清条約を遵守し、および同条約……所定のシッキムとチベット間の国境を承認して境界標を設置することを約束する」[「第一条」とするものであった。

目につくことは、中国政府もあるいはラサの中国政府代表も、イギリスの侵入に対してもしくは本条約にチベット政府が自分の名前で署名したことに對して一言も発言していないことである。もつと目立ったことは、中国の駐藏大臣が、この条約の交渉中、イギリス遠征隊長のヤングハズ

バンド Youngusband に非常に援助していたことであつた。この文書は、法律の意味がどうであれ、チベット政府は、事実上、この頃には何らの障害なく中国とは独立して行動していたことに疑問の余地を殆んど残さない。

このような条約の締結は、たとえイギリスがその後、チベットに対する中国の宗主権を承認したとしても、もっとも重要な出来事であつた。イギリス側による宗主権の承認は、大小いろいろの独立を認めるきわめて柔軟性のあるものであつた。中国がチベットに対して有すると思つてゐる権利は、きわめて柔軟性に富むものであり、中国政府にいつても権威を失墜することなく干渉しないことを可能にした。だが、いつでも「尊崇」を強要する干渉を認めるものであつた。また明らかなことは、中国政府もチベット政府もその当時およびその後の国際法律家がしようとした両者の関係の性格づけを大して気にしていなかつたことであつた。一九〇四年には、中国の駐蔵大臣が、チベットとの条約締結にイギリスに助力するという奇妙な場面があつた。これは、チベットに対する中国の権限の存在を示したものと論じられてゐるが、もしイギリスがラサに行かなかつたとしたら、中国の駐蔵大臣は無力で彼らに会うこともできなかつたであらう。さらには、駐蔵大臣がイギリスを支援したとしても、イギリス遠征隊がチベット側と交渉したのであり、中国の権限は自ら与えた条約上の権利をチベットで行使するには不十分であることがすでに判つてゐた。

大ブリテンは、今やチベットに対して奇妙な立場を占めることになつた。これまで、すべての取り扱いは、中国との間でなされており、一八九〇年および一八九三年の条約「英清シッキム・チベット条約および英清シッキム・チベット続約」では、明らかに地理的以外には一つの实体としてチベットを特別に扱うことはなかつた。しかし、貿易のためにチベットの門戸を開くことを想定した条約は全く効力がないことが分かり、イギリスはチベットとの間に別個の条約を締結する必要があることを知つた。チベットは当時国際法上正確にはどんな地位を占めるものであつたかはきわめて複雑な問題であつたろうが、歴史的事実としてこの当時浮上してきた重要な点は、チベットに対して予想された中国の権限が無力なことであつた。

この条約「一九〇四年の英蔵ラサ条約」のいくつかの重要な条文は、第七条、第八条および第九条である。第七条により、この条約規定の履行に対する保障として春丕谿

谷 Chumbi Valley は、イギリスにより占領されるものとされた。第八条では、チベット政府は一切の堡壘および要塞を破壊し、かつイギリス側の国境と江孜 Gyantse およびラサとの間の自由交通を阻害する一切の軍備を撤廃することを約束した。これらの規定は、中国の主権主張とは全く両立しないように思われる。第九条はきわめて重要である。すなわち、

「第九条 チベット政府は豫めイギリス政府の同意を得るに非ざれば以下の諸項の行為を為さざることを約束する。

- (a) チベットの領土の一部を他国に割譲し、賣却し、租与し、抵当に入れその他占領のために譲与すること。
- (b) チベットの事件に他国の干渉を許容すること。
- (c) 他国の代表者または代理人のチベット入国を許容すること。
- (d) 他国または他国の臣民に鉄道、道路、電話、鉱業その他の権利に関する利権特許を許与すること。但しこのような利権特許に承認が与えられた場合には、同一または同等の利権特許をイギリス政府に許与するもの

とする。

- (e) 現物払いたると現金払いたるとを問わずチベットの収入を他国または他国の臣民に対する債務の保証または弁済の充当とすること。」

示唆されうるのは、その当時の実際の中国の地位からして、両当事者は中国がなしたかもしれない要求を無視するところがあり、中国をチベットに対する外国とみなす決定をなしていたことである。本条約は、「外国 Foreign Power」の定義をしていないが、同条約とくに第九条(b)、(c)および(d)項の趣旨はこうした印象を与えるものである。

ここで検討する必要があるのは、イギリスが前回にはチベットに関する事項を中国を通してのみ処理していたのに、今回は何故チベットと直接したのかということである。この理由は、中国がチベットに関してイギリスと協定を締結したとしても、中国はチベットの承諾を得る立場にはないということであった。インド総督・副王のカーゾン卿は、「チベットに対する中国の宗主権は、制度上の擬制―両当事者にとって便宜上維持されているにすぎない政治的愛情」とみていた。インド担当國務大臣 Secretary of State



for India は次の如き意見、すなわち「ヨーロッパ諸国との関係における中国の地位は、近年修正されてきており、中国の一州としていまだみなされているにちがいないものに対して影響を及ぼす行動を決定するにあたっては、これらの変つてきている状況を考慮に入れる必要がある」との意見であるけれど、留意されるべき基本的な事実は、イギリスは一九〇四年の英蔵条約に調印、批准し、中国はこの条約の当事国ではなかったということである。

次にくるのが、一九〇六年四月二七日のチベットに関する英清条約である。その前文の一部分は次の如く謳っている。すなわち、

「またチベットが一九〇〇年三月一七日の英清条約および一九〇三年二月五日の章程に定める条項の効力を承認することまたは該条項を完全に履行することを拒否したため英国政府をして該条約および章程に基づく権利および利益を確保する措置をとる必要に到らしめたことにより……」

第一条は、次いで一九〇四年の英蔵条約を確認している。

第二条で、英国政府は、チベットの領土を併合しまたはチベットの施政に干渉しないことを約束し、清国政府もまた他の外国にチベットの領土または内治に干渉させないことを約束している。

次いで第三条は次の如く規定している。すなわち、「一九〇四年九月七日英蔵間に締結した条約第九条(d)号に掲げる利権は、清国以外の国の政府または臣民に享受させないものとする。但し英国は該条約第二条に規定する各交易市場においてインドと連絡する電信線を架設しうることを清国と商定する。」

上述のこの条約の前文は、中国政府は一九〇四年のイギリスの侵攻に反対しておらず、異議なくこれを承諾していることを示している。

このときの歴史的背景を調べてみると、チベットからきわめて重大な利権特許を得たイギリスは、これらの利権特許のいくつかを中国に分け与え、中国がイギリスによる当該利権特許の享有を妨害もしくは干渉しないようにしており、このことは、第一に、中国政府に一九〇四年条約を確認させることにより、第二は、一九〇四年条約の第九条(d)項の利権特許を中国と分けあうことにより保証された。



一九〇七年八月三十一日、ベルシャ、アフガニスタンおよびチベットに関する英露条約が調印され、同年九月二三日批准された。この条約は、何人かの学者によって、チベットに対する中国の宗主権の法的根拠となるものと考えられている。本条約およびこの時代の歴史的背景を注意深く検討すると、中央アジアにおける影響力を獲得しようとして争っていた二つのヨーロッパの大国が、夫々この地域において何ができあるいはできないか自分達自身の指導方針を固めつつあった。

チベットも中国もこの「チベットに関する英露」条約の当事者でなく、この条約によりイギリスは「チベットの対外関係における現状維持に關し特別利益を有する」〔前文〕と規定された。両「英露」締約国は、「チベットの領土保全を尊重し、その内政に対し一切干渉しないこと」〔第一条〕を約束した。さらに、両締約国は、清国政府を経由しなければチベットと交渉しないことを約束している。但し、イギリスはチベットと直接の貿易関係を結ぶ権利を排除されないとして「第二条」。一九〇四年および一九〇六年の両条約は、中国の「チベットに対する」宗主権について規定していないが、本条約はこれを明示的に承認して

いる。かかる条項についての最もありそうな説明は、イギリスは自分自身チベットにおいてきわめて有利な地位を得ていることから、ロシア・チベット間の直接関係をなんとか阻止しようとして、この条約によりチベットに関する一切の事項に關しては中国と交渉することをロシアに約束させたということである。

本条約のアフガニスタンを取り扱っている部分は、役に立つ、かつ興味ある比較をさせてくれる。ここでは、ロシア政府は、イギリスを通ず以外にアフガニスタンと交渉しないことを約束した。しかし、その重要さはみせかけのものであって、この条約規定からアフガニスタンは、イギリスの従属国となったと推断すべきとは言い得ない。

想起されねばならないことは、この時代はアジアにおける勢力拡大のための古典的紛争の時代であり、どの国がその欲求する地域を取得したと認められるべきかに關して国家間で結ばれた（平和もしくはその他）協定は、利害衝突の当然の結果によるものであった。A国とB国がそれぞれC（Cは国家であろうとなかろうと）にアクセスすることに合意するにしてもAおよびBのどちらもCに關する協定もしくは別の方法から生ずる権利を得ることにならない。

かかる協定は二国間で C に関して決めたもの *Res inter viva acta* であり、第三者の C の合意が得られないかぎり、C には関係のないものである。かかるものとしての A 国と B 国との間の協定は、相互に関して、両国は C に対して正当な勢力圏を有するとする任意的「強制力のない」協定にすぎない。この文書「チベットに関する英露条約」に関してどんな解釈をするにせよ、議論上、この条約によって（本条約の当事国ではない）チベットを（これもまた本条約の当事国ではない）中国の宗主権に服させうるとするたぐいにこの条約の条項にあまりにも強く依拠することは賢明ではないであろう。

一九〇八年には、一八九三年および一九〇四年の条約では決定されずに残された通商問題が論議され、決定された。この交渉に、イギリスと中国側は、全権大使として参加し、チベット代表は、中国側の指揮下にある者として参加した。一九〇八年の通商章程 *Trade Regulations* の調印者およびその内容はともに、中国がチベットに対する権限をかなりの程度まで確立していることを示している。

一九〇八年の通商章程は、イギリス、中国およびチベット（もつとも中国の従属国として）の代表者達によって署

名されており、章程は、かかるものとして、中蔵間の基本的文書と考えられうるものである。イギリスの署名は、この点からすると、一九〇八年の通商章程に現われた基本的取り極めを承認をしたものと思われる。この取り極めは、チベット領域における警察権をはじめ、チベットの対外的通信および通商に関するすべての事項に対するチベットの施政と少なくとも同様な、そしてある場合にはこれに優位して行われる中国の施政を規定していると思われる。同時に、チベット代表は、交渉に実際に出席し、署名もした。

もつとも、条約前文によれば、同代表は中国代表の指揮下のもとに当該商議に参加している。かくして、中国の実効的支配という強力な証拠があるが、チベット代表の署名および章程中での中国臣民とは別個のチベット臣民としてのいくどかの言及は、チベットが中国の地域では決してないことを明らかにするものである。中国とチベットの関係がどうであれ、チベットが条約に従属的資格であるにせよ署名していることは、単なる中国の地域にすぎないものではないことを示すものであり、中国の一地域の土着民だったら別個の国籍を享有することはないのである。何世紀にもわたる中蔵間の最初の基本的文書としてのこの通商章程は、

その実効性が短期間であるにせよ、もつとも重要なものである。一九〇八年に浮かんできた姿勢は、チベットに対する

ある種の中国支配であるが、かかる支配の明確な形は全くはっきりしていない。一つの事実が、現在疑問の余地なく明らかになっている…すなわち、それは、この文書に示されているチベットの地位は、中国の一地域として位置づけることがとてもできないものであるということである。

チベットや中国側が少しも考えていない考え方で、きわめて明確な類推をなそうとすることは危険であるが、この時のチベットの地位は、保護国に近いものであったと思われる。

中国側はだが、これら協定から生じた新しい状況から自分達にもたらされる有利な点をいち早く悟った。一九〇四年のヤングハズバンドの遠征 Younghusband expedition は、これ迄チベットへの中国側の積極的介入を認めなかったほど強力と証明されていたチベット側の武力抵抗を打破した。他方、一九〇六年の北京協定 Peking Agreement [英清チベット条約] および一九〇七年のロシア条約 Russian Convention [英露チベット条約] は、彼ら [中国] にチベットにおける自由裁量権を与え、彼らの計

画に対する外国の干渉の可能性を排除するものとなっていた。

中国側は、チベットを中国の一地方として編入するために積極的政策を進め、趙爾豊 Chao Erh-feng にこの任務を委ねた。彼は、チベット奥深く侵入し、部族長に取って代わり、自分が思い通りにできない部族や僧院を征圧し、国中にゆるやかな統治制度を設けた。チベット政府は、北京との交渉により彼の撤退を望んだが、彼に積極的な反対はしなかった。一九一〇年半ばまでに、彼は一〇〇〇人の軍隊でラサに邁進した。グライ・ラマはインドに逃れ、チベットはいくつかの中国駐屯部隊により次第に占領されていった。

中国側は、一九〇六年の北京条約により、一九〇四年の英蔵条約を承認していたが、いまやその規約を無視し、一九〇六年の「英清チベット」条約の目的は、英中 [清] 間の友好関係の保持であるとした事実にもかかわらず、その履行を妨害した。

中国は、ブータンおよび上 [北] 部ビルマ国境沿いに一連の侵略をなし、インドの北東国境を脅かした。

一九一一年の秋、中国における満州王朝の崩壊と辛亥革命

命が相次いで起こった。チベット駐留の中国軍隊は、自分の給料や食糧の供給を止められて、上官に対して反抗し立ちあがった。趙爾豊は殺され、中国の駐藏大臣および軍隊は、ラサで包囲され、遂にはチベットから追い払われ、敗走する駐屯部隊はやがて屈伏し、チベットにおける中国の権力は完全に破壊された。

一九二二年四月二日、中国大統領袁世凱<sup>えんせいかい</sup> Yuan Shih-kai は、チベットを今後中国の一地方とみなすことを宣言した。これに対して、イギリス政府は、かかるチベットの併合を承認するつもりはないことを明らかにした。これを無視して、中国はチベット征服のための遠征隊を用意した。一九一三年初め、中国の侵入に対しチベットは武器をもって立ちあがり、独立を宣言した。中国軍の前進は、激しい抵抗を受けた。

この段階で立ち止まり、一九一一年一九二二年における満州王朝転覆の法律的意義を検討することが必要である。一九一一年の中国革命前夜においては、英蔵、英中および中蔵の条約関係は、チベットが中国の一地方ではなかったことを自信をもって言うことができる。チベットの地位についての正確な定義がいまやきわめて重要な問題となつて

いる。何故なら、チベットにおける中国の権威は完全に崩壊し、満州王朝の転覆は、中蔵間のきずながグライ・ラマによる中国皇帝への個人的忠誠であったにせよ、中蔵間の法的きずなを解消するものとなっている。忘れてはならないことは、満州は中国およびチベット両国にとつてはよその国であり、また本来、満州とチベットのつながりは、個人的なつながりにすぎなかったことである。中国に対する満州の権限は、勿論中国国家と皇帝との一体感をもたせるものであるが、中国「満州」皇帝がチベット皇帝という肩書きをもっていることを示すものはない。本来の個人的忠誠が次第に政治上の忠誠に迄発展したということを示そうとするなら、かかる主張をなすものは、その主張を証明すべきであることは合理的であるように思われる。チベットが中国の一部であるとの主張を支持する上で引用されている歴史的事実<sup>1</sup>は、こうした結果が達成されているという結論を導くほど強力なものにはなっていない。

リチャードソン Richardson は、清国 Manchu China とのチベットの結びつきを次のように述べている。すなわち、「それは西欧の用語では厳密に述べられえないものである。チベットは、中国皇帝の保護下にある一種の教皇国 Papal

State の如きものであり、中国の支配権が承認されており、中国との間に定義しがたい神秘的「政治的きずながある」と述べている。アレクサンドロヴィッチ Alexandrovich は、チベットに対する中国の宗主権は、明らかに中国の封建法の一つであった、と考えている。ダライ・ラマは、世俗的支配者として、満州皇帝に対して個人的忠誠を尽くす義務があり、軍事、財政および政治事項に対する支配権を承認した。駐蔵大臣<sup>アレンバン</sup>はチベットに対する対外的主権のすべての権利を行使するための中国皇帝の代表であったが、辛亥革命前のアンバンの実際の権限の範囲は、きわめて小さいものであった。

T'ieh-Tsan Li は、チベットが中国の属国であったとする議論を拒否し、中国の主権を主張した。

彼は、英国の遠征隊がチベットに在留していたとき、中国のアンバンは、チベットが中国の「封建臣下 *feudal vassal*」であったと主張する通知をなしたと指摘し、明らかに封建臣下という用語の使用を支持している。アレクサンドロヴィッチは、チベットが封建臣下であると同時に中国の一部であったと終始一貫して述べることはできないと論じている。中国は、はっきりとはチベットに対する主権的

権利を放棄してはいないが、封建的結びつきと主権が完全に重なり合うものではないと思われる。銘記すべきは、本来西洋の言葉である「主権」という用語が中国の語彙に入ってきたのは、中国がいくらか西洋の考え方を学ぶようになった一九一一年の辛亥革命後になってはじめてであったことである。チベットは、懸け離れており、いまだ西欧の語彙を習得していなかった。

アレクサンドロヴィッチおよびリチャードソンの両者は、一九一一年の満州王朝の転覆は中蔵間の法律上もしくは正式のつながりを立ち切ったとする見解をとっている。一九二二年八月迄に、東部および中部のチベットは、ラサのチベット政府がしっかりと掌握しており、中国の軍隊および役人はインド経由で退去するという合意に達し、同年末迄に、そのすべてが撤退した。中国の令状はもはやチベットに及ばなくなった。かつての宗主権的属国・関係は、人的宗主権者の転覆により消滅したとする強い推定がある。アレクサンドロヴィッチは、「チベットはいまや独立の初期にあるとする以外には考えにくい。ダライ・ラマの満州王朝に対する人的な忠誠は終わったのである」と考えるのである。

一九二二年の中国追放時におけるチベットの地位は、事実上の独立であったと公平に言い得る。既述の如く、中国に対するチベットのいかなる形での法律上の追従は消滅してしまつたと考えられる強力な法律上の理由が存する。それ故、一九一―二二年の出来事は、事実上そして法律上中国の支配から独立した完全な主権国家としてのチベットの再現を示すものであると思われる。

一九一一年の辛亥革命以後の中国とチベットの話がさらに続けられよう。記憶されようことは、一九一三年、チベットはその独立を宣言し、中国が武力によってチベットに自分達の権力を確立しようとする企画をはねのけようとしたことである。英国はインド国境の平和を危惧し、チベット問題を和平交渉によって解決する目的で、中国およびチベットの代表を三国会議に招請した。同会議は、一九一三年一月三日、シムラ Simla で始めて開催された。かなりの議論をかわした後、条約案は、英国、中国およびチベット代表により、その頭文字での署名がなされた。

しかし、中国代表および中国政府が、同条約の署名、批准を拒んだので、条約は、一九一四年七月三日、英国およびチベットの代表によって調印され、とくに「中国政府が

前記条約の署名を差し控える限り、中国はこの条約より生ずるすべての特権の享有を奪われるものとする」との宣言がなされた。

英国は、そのインド国境における平和を確保するために、チベットに対し中国の宗主権を承認するよう説得したが、中国はこの条約に批准しなかつたので、本条約の規定にもとづく主張をなしえずにいる。

本条約を検討すると、第二条で、チベットに対する中国の宗主権を承認する一方で、外蔵 Outer Tibet の自治権を承認しており、英国と中国はチベットの領土保全を尊重し、かつまたラサのチベット政府の手中にある外蔵の施政（ダライ・ラマの選定・冊立〔即位〕を含む）に干渉しないことを約束している。

中国政府はさらにチベットを中国の一省に改編しないことを約束しており、英国政府はチベットもしくはそのどの部分も併合しないことを約束している〔第二条後段〕。また第三条により、中国政府は外蔵に軍隊を派遣しないことを約束している。第四条により、中国はその高官をラサに派遣することができるが、その護衛隊は三〇〇人を超えてはならないとされている。

第七条(b)は、英国とチベットの間の直接交渉の自由を認めている。

この条約の結果、この条約により廃棄された一八九三年および一九〇八年の通商章程 Trade Regulations に代わり、新しい英蔵間の通商章程が作成された。

一九一一年から一九五〇年の間のチベットの地位に関して、記憶されるべきは、ラサ駐在の英国使節団（一九三六―四〇年、一九四六―四七年）およびその後インド使節団（一九四七―五〇年）の長となったヒュー・リチャードソン Hugh Richardson が、次の如く述べていることである：すなわち、「満州王朝が一九一一年崩壊したとき、チベットはそのつながりを完全に断ち切り、一九五〇年の中共の侵入迄中国から事実上の完全な独立を享有していた。」と述べていることである。

一九二二年一月三日、ロシアは外蒙古を中国の政治組織から漸次分離させる第一歩として蒙古との間に協定を締結した。一九一三年一月、ブリヤート・シベリアン Buriat Siberian とゴウモの（ロシア国民）が、ダライ・ラマの代表として蒙古と交渉する権限を彼に外見上与える不明瞭な文書を受けとり、蒙古との間に協定を締結し、これに

よりチベットと蒙古の双方の署名者の各々は、国家としての相互の独立と相互の政府を当該国の法律上の代表とすることを承認した。チベット政府の名前で行われる協定を締結したシベリアの権限はダライ・ラマにより否認され、関係政府のいずれによっても批准されずもしくは効力あるものと認められなかった。

### 一九一四年以後の中蔵間の事実上の関係

中蔵間の法律上の *de jure* 関係に影響を及ぼす一九一四年条約を相互に合意することができず、ラサ「チベット」が実効的に支配している地域と中国当局が実効的に支配している地域との間に境界が短期間確定され、実際の戦闘を終止する休戦協定が結ばれた。しかしながら、一九一七年、戦闘が再開され、中国側の惨敗に終わった。一九一八年末迄に、チベット軍は中国個々の領域とチベットとの間の歴史的境界線を越えた領域を実効的に支配し、英国の調停により交渉された新しい休戦協定の下で、両域間での交易が再開された。中国は、一九一九年初め、交渉再開を提案したが、勝利者新チベット政府は、中国側のこの提案を拒否した。



だが、中国はこれら提案を間もなく撤回した。一九一四年および一九一八年の休戦協定は実際に一般的には遵守されたが、中国側は、その条件どおりにこれらの休戦協定を正式には認めなかった。チベットがインド経由で武器を受けとるのをイギリスが拒否したことは、中国の申し出を拒絶するチベットの力を弱めるものとなり、一九二〇年一月、中国使節団がラサに到着、チベット政府を不承認不承認めしたが、きちんとした合意をなすには至らなかった。ラサへの英国使節団は、ダライ・ラマの招待で派遣された。一九二一年、英国政府は、中国側に対して、英国はチベットの地位を中国の宗主権下にある自治国として承認することをこれ以上留保することは妥当であるとは思わないと公式に伝え、かかる考えにもとづき今後チベットと取引するつもりであるとした。付記されるべきは、この声明は、一九一四年の「シムラ」条約にもとづき、交渉を再開しようとする企図に開連したものであるということであり、また中国が同条約に署名する迄は中国に対してなんらの便宜をも与えるものではないというチベットとの間の宣言を見逃していた。チベット側にこのことは通知されなかった。一九二二年、チベットに関するインド政府の調査は、商業面での

利用に関して好意的でない報告をしていた。その後交易所が開設され、小規模の駐屯部隊が江孜 Gyantse と亜東 Yantung に配置されたが、チベットに対する英国の関心は、第二次大戦迄薄かった。

一九一四年以後のチベットに関する中国の見解は、一九一一年の「辛亥」革命はチベットに対する中国支配がほんの少し中断しただけで、管轄権もしくは権利を失うことにはならないとし一歩も譲らなかった。一九二八年、中国国民党政府 Kuomintang Government of China は、ラサに使節団を派遣し、チベットに中華民国に参加するよう招請したが、この招請は無視された。一九三一年になって、中国は、チベットは中国の一省であると宣言した。そしてチベットと中国国民党政府 Chinese Nationalist Government との間に一九三一年および一九三二年に戦争が起きた。それは、中国国民党政府が安多 Ando およびカム Kham の領域に対し権限を主張したためであり、同地域の住民は明らかにラサ「チベット」政府のほうがよいと思っていた。一九三四年、中国使節団がダライ・ラマの逝去に関連してラサに派遣され、一九四九年の中共の中国での勝利まで駐在した。一九三六年には、チベットは独力で中共軍をカム

地域から追い出している。これは、勿論、中共が中国本土の支配権を承継するずっと以前のことであった。

新しい「第一四世」ダライ・ラマが一九四〇年に即位しようとしたとき、中国側はその選任手続きや儀式に関連しかなりの権限を主張した。だが、チベット側は中国側の権限が正当化されるものとは全く思わずヒュー・リチャードソンに、そんな話はでっちあげであると述べた。「シツキム駐在英国政務官 F・W・ウィリアムソンの後任」ベイジル・グールド卿 Sir Basil Gould も中国側の儀式における役割についての説明に合意しなかった。

チベット人自身も、事実上の自治を享有する一方で、中国軍をチベット領域の歴史的境界線から実際に駆逐した後、中国との交渉には引き続き臨機応変の処置をとっていた。一九四二年以前に、チベットが中国から独立していたとかあるいは中国に依存していたと積極的かつ正式に自己主張したことはなかったと思われる。一九二〇年代および一九三〇年代の中国の激動期の状況下で、チベットが中国の政治の手が届かないところにとどまろうとしたりしたことは驚くにあたらないし、またラサにおける二〇〇年にわたる中国の活動、歴史的、文化的小および経済上の伝統的に

密接な結びつきを考慮すれば、チベットが北京と完全に絶縁する意思がなかったことも驚くにはあたらない。チベットは、対内的および対外的に自治を維持する一方で、自国と境を接する国以外のどの国とも外交関係を結ばなかった。しかし、チベットがそうすべきであったとする理由はない。中国の省政府は、一九一一年の革命以前には伝統的に自治的であり、北京と省の首長との法的関係を変更するものでない地方的な改革権は認められていた。もしチベットが独立の気持ちがなく、伝統的なやり方での中国の一省としての従来の地位をそこなわないもの以上のものでないとするなら、一九四二年まで、他に証拠がない場合には、一八七三年のジレンマ「チベットが独立していたのかいなかったのか」が七〇年前と比較して依然として解決に近づいていないように思われるかもしれない。だが、この期間には、中国の支配は全くなく、チベット側が自分達は独立しているともみなしていたことははっきりしていたと思われる。しかしながら、こうした「チベット独立」問題が一九四二年再度生じたとき、第二次世界大戦という出来事やヨーロッパと中国との関係に関して生じた大変化は、さらに事を面倒倒している。

## 一九五〇年迄の中蔵関係

第二次世界大戦中、インドから中国への補給線が、英・米・中によって検討されたとき、チベットの自治の問題が生じた。一九四二年八月七日、イギリス外務省の極東局長は、ロンドンの米大使館顧問に次のような書簡を送っている。すなわち、

「事实上、チベット人はその独立を主張しているばかりでなく、実際に独立した国民であり、また彼らは、近年、中国の支配企図に反対して闘いその自由を勝ちとっている。彼らの人種的、政治的、宗教的および言語的特徴は、従って、メモランダム……の恩恵を彼らに受ける権利を与えるものと思われる」〔未印刷〕と。

米國務省は、この分析に全面的には同意しておらず、一九四二年一〇月二六日付のメモランダムは次のように述べている。すなわち、

「中国は、チベットおよび外モンゴルを中国領土の一部をなすものと考え、それによりこれら地域に対する宗主権を主張している。イギリスとソ連は、中国と締結した諸条約により、中国の宗主権を承認はしているが……しかし……この「宗主権を地方的自治を大幅に認めるものである」と明らかに解釈している。ラサには、中国国民政府行政部のモンゴルおよびチベット問題委員会(Mongolian and Tibetan Affairs Commission 代表がラサに駐在していると思われるが、はっきりとは知られていない。……)」と。

もつとも、何人かの中国高官は、次のような見解を支持しているように思われた…すなわち、

「チベットと中国の関係は現実的な基礎の上で扱われ、チベットがどういふものであるかについては……『自治領 self-governing dominion』としてもつと早くに承認されるべきだった」と、

イギリス側は、正当の理由ではなく、明白に、中国

側がチベット補給ルート計画をチベットに対する中国の権限要求を主張し、強固にする機会としていたと看做した。

中国側は、自分達では、チベットが中国の不可欠な部分であると公的に看做することをしつかりと主張しており、補給ルートの問題がなかったなら、ひるむことなく直接の要求を主張し続ける気はあった。チベットは、中国のチベットの政治への介入を許すのをいやがっていたが、それと同様にイギリスの介入をしぶっていた。そこで、イギリスは、チベットに対してなんらの下心をもっていないことを知らせ、また中国がチベットに対する政治的影響力を強化しないようにするために、中国にチベット自治の尊重の約束をさせることにより、チベットの不安を和らげる宣言をなすことを提案した。このイギリスの提案をコメントしたアメリカ官吏は、イギリスは「自治」と「独立」という言葉を交互に使用していたように思われると述べている。このような状況下で、中国がかかる提案の宣言を公表することを断乎拒否したことは驚くにあたらない。チベットを自治領として中国が承認するという提案の特徴に関する問題はおきていないように思われる。蓋し、チベット政府は、中国にしてもイギリスにしてもチベット内の自由旅行権を有す

る技術者を利用して自分達の領土に対する管轄権を行使するものではないとの保証を得ており、軍需品（石油を取り除かないような厳密さに欠ける定義の文言）のチベット通過を認めないとする保証もあり、さらに当該「通過」ルートは、ラサをバイパス「迂回」するもので、同都市にあるイギリスおよび中国の外交代表のみが例外とされ、大部隊の当該ルートの使用は一時的な使用許可のある場合に認められている。このように、緊急の問題は解決されたが、アメリカは、チベットに対する中国の要求をこれ以上コメントすることを避けている。

補給ルート問題のいくつかの側面をイギリスおよび中国の機密文書によらずに付記することはためになる。この補給ルートの問題がラサ政府に最初に持ち出されたとき、補給ルート建設許可を拒否した理由は、チベットが対日戦に巻き込まれたくないとするものであった。これは、まだチベットが、中国が全面戦争している事実をチベットの地位にとつて重要な意味をもつものであると看做していなかったことを示すものである。チベットは、補給ルート交渉で、中国の願望を説得力あるものとして受け入れる義務はないと考えており、かえって中国側の測量隊のチベット派遣の

企てを阻止しようとすらしめた。イギリスの政治的圧力は、脅迫に頼らずにチベットに妥協を結局受け入れさせた。前記の事実からして、一九四二年には、チベット政府およびチベット人は一般的にはチベットを独立国であるとみなしていたと思われる。さらにチベット政府は、チベットの独立主張を評価する上での重要な点、すなわち、自主的行動および国家の統治能力を示すに十分な行動の一体性を示していた。しかしながら、既述の如く、チベット独立のもつとも断乎とした支持者であるイギリスでさえ、ある種の中国の権限の存在を否定しようとはしていなかった。だが微妙であるが、それには中国がチベットの自治を承認することおよびチベットが独立した国際家族の一員であることを関係政府が主張しないことを条件にしていた。

一九四三年七月二六日、中国はイギリスにチベットに対する彼らの態度を明らかにするよう要求した。そこで、外務省の覚え書<sup>メモランダム</sup>が用意され、そこでは一九一一年の出来事が再検討され、中国軍の撤退によるチベットの地位を「事実上の独立 *de facto independence*」と特色づけ、また一九一四年のシムラ会議 *Sinla conference* の崩壊は、チベットの自治が争点ではなく、国境問題に関する中国とチベッ

トの非妥協的姿勢にもつばらよるものであったとの主張が強くなされた。一九二一年のイギリスの覚え書<sup>メモランダム</sup>の要旨を繰り返したのち、一九四三年の覚え書は次のように述べている。すなわち、

「これが、チベットに対するイギリス政府の態度をずっと指導してきた原則であり、チベットに対する中国の宗主権を承認する用意は常にあるが、ただチベットは自治を有するものとみなされるという条件で……」

法律上の独立という意味での自治を考慮した「宗主権」という法律的特性表示を、一九一四年のシムラ会議の明細事項規定にイギリスははつきりといれようとしたが、中国はこの条約に署名しなかった。この当該条約およびその付属ノートから銘記されるのは、チベットを中国の宗主権を認めているものとすると、チベット行政に対する中国の干渉、チベットへの軍隊の派遣、チベット国境の侵犯もしくは当該境界内の唯一の統治機関としてのラサ「チベット」政府の管轄権への干渉は明示的に禁止されてはいないと思われるのである。

英支蔵条約から英蔵二国間条約となったこの条約の第五条では、チベット政府はイギリスとの間に早くに締結した貿易協定以外には他のいかなる国とも条約関係を結ぶことを禁止されさせられている。こうした事情からすると、一九四三年のイギリスの声明書<sup>ホワイトペーパー</sup>は、中国によつては認められなかったが、チベットとの間に合意された関係を法律として承認するという申し出として看做されねばならない。チベットに関するオプザーバーは、次の如く述べている。すなわち、チベット側は、一九五一年以前はともかく、自分達は一九一二年以降はいずれのときにも中国の要求を認めたとはいえないと主張している、と。真の独立中国が戦後の解決のなかで出現すると予想され、またチベット領内で、国際的に無害な行政が維持され、インドの北部国境の安全が守られるというイギリスの持続的期待から、一九四二年および一九四三年におけるイギリスの態度を事実の客観的評価というよりむしろ政治上の切実な要求を反映したものとみなす強い傾向があるにちがいない。付記されるのは、かかる態度の根底にある要因は、一九四七年のイギリス統治の撤退による機構として設立されたインド政府にとっての重要性は、イギリスがインドに対して直接的な政治権限

をもつていた時代において重要であつたものと同じものであつたことである。

一九四八年、中国政府は、一九〇八年のチベット通商章程 [Trade Regulations] の改正を一〇年毎の再交渉規定 [「第一三条」] に従い要求した。イギリスの回答は、中国に対してインドおよびパキスタン政府にあつてみるようにと述べただけで、同協定の有効期限の継続可能性についてはっきりとは意見を述べなかつた。

しかしながら、ここで述べられねばならないのは、チベットとイギリスとの間の一九〇八年の通商章程は廃棄され、一九一四年の英蔵通商章程に取り替えられていることである。

チベット支配に関する中国の見解は、イギリスの見解と同様に客観性からはほど遠いものであつたように思われる。中国のラサへの権限主張の企図に対するチベットの継続的反抗、愚弄にもかかわらず、中国はチベットを中国の省とみなし続けている。一九四六年にチベット人が憲法起草をなした中国国会 [全国人民代表大会] に参加したことが述べられている。一九四八年には、同国会に出席したチベット人があつた、とも。だが、チベット人が戦争直後の時

期にラサの許可を受けて中国中央政府に参向したとは考えられない。さらには、チベット人は中国に対するチベット側の主張を述べるべく中国国会にオブザーバーとして参加したということを手張しているとヒュー・リチャードソン氏から聞いている。また、中国に行き国会に出席したチベット人は、ダライ・ラマ政府によりそうすることを承認されていたという証拠すらない。一九四六年一月二十五日採択された中国憲法では、中国領土は「その本来の地域」からなるものと考えられており、チベットがかかる定義のなかに含まれることが、チベットの感情を無視して、強調された。チベット人は、はつきりとチベット政府の許可なしに中国国会の議席を与えられた。それでもチベット政府使節団は、チベット政府の発行した旅行文書を持って、インド、イギリス、アメリカを訪問し、関係諸国により受け入れられている。中国側は、これら受け入れ国に外交抗議をなした。中国共産党が中国本土に対する明白、確実な支配を確立した一九四九年迄は、ラサ政府は、己自身を北京に從属するものとみておらず、チベット人民はラサに本当に忠実であった。

法律関係に関する事実もしくは解釈に関するイギリスの

主張が、直接関係のある他の政府の実際生じた事実もしくは法律見解を左右することができなかったのと同様に、中国側の事実もしくは法的効力の否認は、それらの事実についての記憶をなくしてしまったりあるいはその他の法的に妥当な評価を変えてしまうことはできないであろう。実際、一九五〇年に、自分達が獲得した事実上の独立の地位をどうしても維持しなかったが、ラサ「チベット」政府は、好戦的意図をかなりの間表明していた北京の新中国政府との間に、少なくともある程度理解しあわねばならないと自覚していた。中蔵の会談は、デリーで開始されたが、打ち切られ、会談の場所を北京に移す準備がなされた。この移転の取り決めがなされているとき、中国軍はチベットに攻め入った。中国側は、大胆にこの難問題を一気に解決しようとし cut the Gordian knot with Alexander's sword 「アレキサンダー大王の刀剣をもってゴルディオスの結び目を切断した」・ゴルディオス大王が戦車長柄の結び目をつけた結び目を解く者は全アジアを支配するとの神託が出たが、長い間だれもこれを解きえなかった。のちアレキサンダー大王がこれを剣で切断しこの難問を解決した、という故事」かくして再び一八七三年のジレンマに陥った。